

令和 3 年度

補正予算専決処分  
事業概要説明資料

令和 3 年 5 月 7 日

## 目 次

(健康福祉部)	
新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の確保 . . . . .	1
飲食店の飛沫感染防止対策への支援 . . . . .	2
低所得のひとり親子育て世帯への支援 . . . . .	3
(商工労働部)	
飲食店等に対する時短要請に係る協力金 . . . . .	4

所 属	健康福祉部感染症対策推進課		
係 名	感染症対策第一係	内線	4825, 2543

## 新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の確保

1 事業費 499,879 (136,608 → 636,487)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	253,360	委託料	474,737
一般財源	246,519	消耗品費	17,971
		備品購入費	6,841

### 2 背景・事業目的

令和3年4月5日以降、複数の都府県に「まん延防止等重点措置」の指定がなされ、4月25日からは、4都府県に「緊急事態宣言」が発出されるなど全国的な感染拡大が進行している。本県においても、新規感染者数が増加傾向にある中で、感染拡大を効果的に抑え込むために、感染を早期に探知することが必要となっている。

また、令和3年3月3日に県内初の変異株による患者が確認されて以降、本県の変異株陽性率は6割となり、変異株のまん延防止のため、迅速な変異株検査が必要となる。

### 3 事業概要

(1) 高齢者施設等の従事者に対する予防的検査の実施(493,038千円)

重症化リスクの高い高齢者・障がい者が入所する施設での感染拡大を防ぐため、従事者に対する予防的検査を実施する。

**新** (2) 「次世代シーケンサー(分析機器)」の導入(6,841千円)

保健環境研究所に、変異株を確定するための遺伝子解析を行う「次世代シーケンサー」を配備する。

(款) 4衛生費	(項) 4保健予防費	(目) (2)感染症予防費
(明細書事業名)	○防疫費	
	防疫対策費	
	○特定感染症対策費	
	感染症予防対策費	

所 属	健康福祉部感染症対策調整課		
係 名	社会基盤係	内線	4996

## 新 飲食店の飛沫感染防止対策への支援

1 事業費	500,000 (0 → 500,000)		
	【財源内訳】	【主な用途】	
	一般財源 500,000	補助金 500,000	

### 2 背景・事業目的

本県では、現在、新型コロナウイルスの新規感染者数が増加傾向にあるとともに、感染のスピードが早く、感染力の強い変異株への置き換えが急速に進んでおり、さらなる感染拡大が懸念されている。

新型コロナウイルス感染症の最大の急所である「飲食」においては、マスクを外した際の飛沫防止のためのアクリル板等の設置が推奨されていることから、導入を支援することで、更なる感染防止対策を促進する。

### 3 事業概要

#### (1) 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金 (500,000 千円)

飛沫感染防止対策として、アクリル板等の遮蔽物を購入した県内飲食店に対し、その購入費を補助する。

- ・ 1店舗当たり上限5万円 (補助率10/10)
- ・ 令和3年4月1日以降に購入したものが対象  
※申請時には、レシートや領収書のコピー等、購入金額がわかる書類の提出を求める予定
- ・ 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得・掲示が要件

(款) 4衛生費	(項) 4保健予防費	(目) (2)感染症予防費
(明細書事業名) ○防疫費		
	防疫対策費	



所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

## 新 飲食店等に対する時短要請に係る協力金

- 1 事業費 3,709,200 (0 → 3,709,200)
- |              |               |
|--------------|---------------|
| 【財源内訳】       | 【主な使途】        |
| 国庫 2,967,360 | 交付金 3,709,200 |
| 諸収入 185,460  |               |
| 一般財源 556,380 |               |

### 2 背景・事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力する飲食店等を対象に、協力金を支給する。

### 3 事業概要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）  
（3,709,200 千円）

区 分	概 要
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店：居酒屋を含む飲食店、喫茶店等 (宅配、テイクアウトサービスを除く)</li> <li>・ 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 (ネットカフェ、マンガ喫茶を除く)</li> </ul>
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前5時から午後8時までの営業時間に短縮 (酒類の提供は午前11時から午後7時までとする)</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の9市全域 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市</li> </ul>
要請期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年4月26日(月)～5月11日(火)(16日間)</li> </ul>
協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全期間(4/26～5/11)要請に応じた店舗(※)に対し、売上げの規模に応じて1店舗あたり40万円～320万円を支給(1店舗あたり2.5万円～20万円/日×16日分)。(※)ただし、4月27日と4月28日から5月11日まで要請に応じた店舗も対象とし、この場合、4月27日からは15日分、4月28日からは14日分の額を支給。</li> </ul>

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉦業振興費  
(明細書事業名) ○ 商工業企画費  
商工業振興対策企画調整費